

# 日本電線工業会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年1月30日

一般社団法人日本電線工業会

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和7年10月7日～11月25日
- ・ 調査企業：日本電線工業会の会員企業 116社を対象
- ・ 回答企業：75社
- ・ 回答率：64.7%

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓ 「価格決定方法の適正化」については、仕入れ先との協議、価格転嫁、労務費の転嫁が約8割実施。
- ✓ 「支払い条件」については、全て現金払いが約7割。
- ✓ 「減額要請」については、したことはないが97%（73/75社）。
- ✓ 「型取引の適正化」については、書面等による取引条件の明確化実施が約7割。
- ✓ 「知的財産等への対応」については、双務的な秘密保持契約や仕入れ先との内容の協議など何らかの取組を行っているとの回答が131（複数回答）。
- ✓ 「働き方改革への対応」については、仕入れ先の働き方に配慮した発注を行っているが約9割。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ① 価格の決定方法

### 【分析結果・今後の課題】

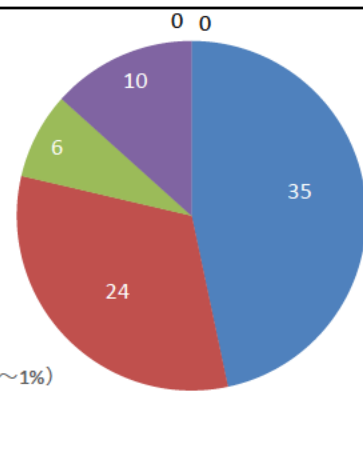
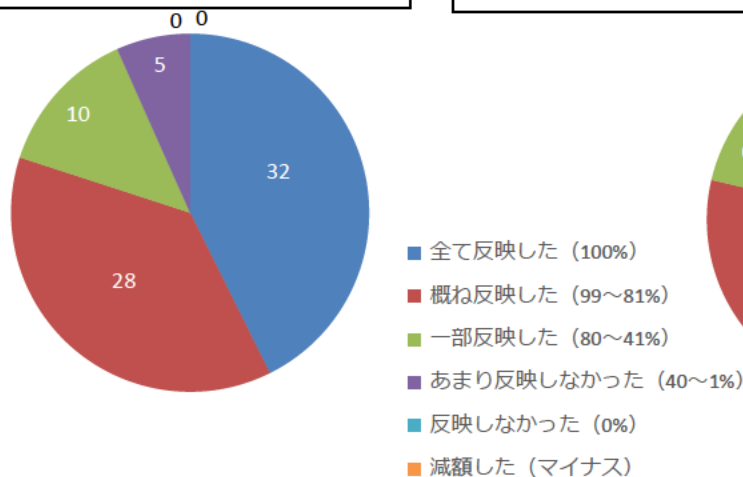
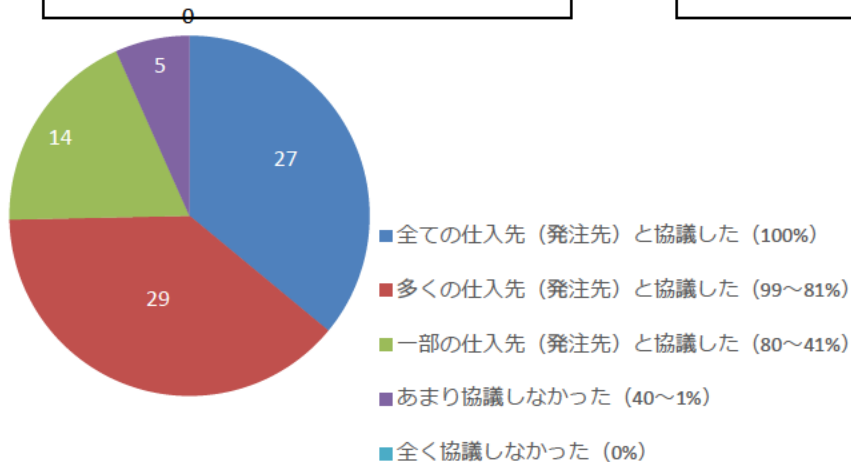
- ・ 価格転嫁の協議については、「全ての、または多くの仕入先（発注先）と協議した」が56/75社（75%）
- ・ 価格転嫁（コスト全般の変動の価格反映状況）については、「全てまたは概ね反映した」が60/75社（80%）
- ・ 労務費の転嫁については、「全てまたは概ね反映した」が59/75社（79%）
- ・ 「あまり協議しなかった」、「あまり反映しなかった」の約1割が課題

### 【設問と回答】

設問. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先（発注先）との協議の実施状況についてお答えください。

設問. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。

設問. 労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等による労務費の上昇）の価格反映状況



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ①価格の決定方法

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 価格交渉促進月間の取組を会員企業に広く周知するとともに、価格転嫁セミナー等の取組を行い、次年度フォローアップ調査でさらに数値が改善されるよう努める。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

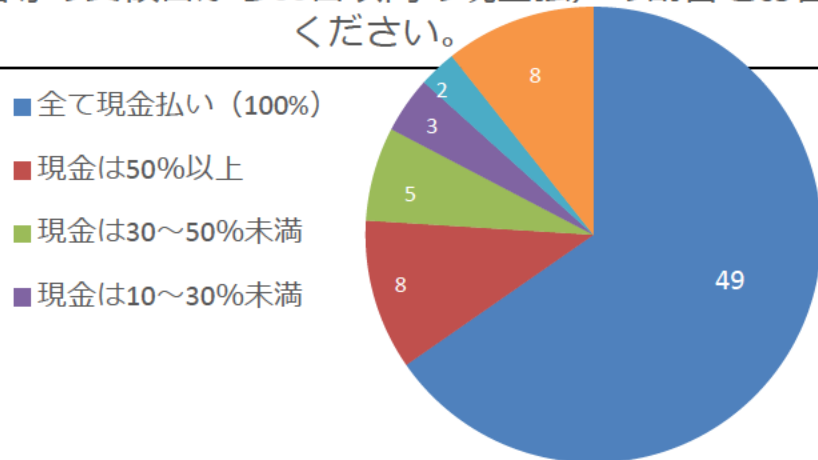
## 重点課題に対する取組 ② 支払条件

### 【分析結果・今後の課題】

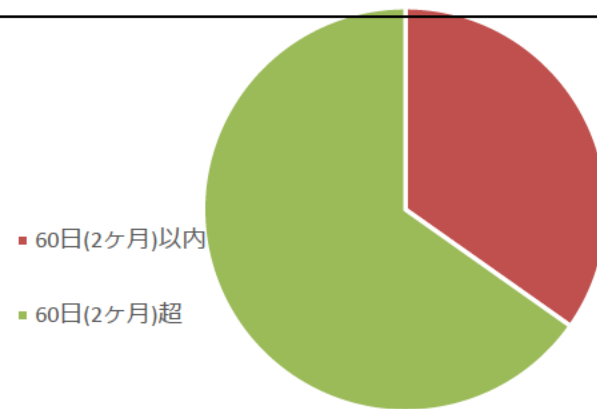
- ・ 現金払い（直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引）については、「全て現金払い」が49/75社（65%）
- ・ 手形等のサイトについては、60日以内が8社、60日超が15社
- ・ 2026年1月1日以降の取引の代金の支払い方法については、現金（製品等の受領日から60日以内による現金払）が24社、電子債権が13社
- ・ 確実に60日以内に支払うことを徹底することが課題。

### 【設問と回答】

設問. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、現金払い（製品等の受領日から60日以内の現金払）の割合をお答えください。



設問. 取引代金を手形等（約束手形・電子債権・一括決済方式（ファクタリング）のいずれか）で支払っている場合\*、手形等のサイトはどれくらいですか。



# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ② 支払条件

### 【課題を踏まえた今後のアクション】

「手形」払いを実施している（未回答社含む）会員社を主体に、「中小受託取引適正化法」について、「同法講習会」（主催：中小企業庁）受講含め周知・徹底を図るとともに、継続して1回／年「自主行動計画フォローアップ調査」を実施、「手形」払い継続社には個別に「現金」払いまたは（期日までの代金相当額受領可能な）「電子記録債権」払いを促す。

また、「2026年1月1日以降に発生する取引」の「発注した物品等を受領した日から起算して60日以内において定める支払期日までに、代金を支払うことを徹底させるための取組」や「約束手形の利用廃止に向けた取組」については、当会では、定期的に中堅中小会員社を中心に“困り事や要望”を直接聴取する目的で「会員社訪問」を実施しているところ、「『価格転嫁』難題克服」要望が多く寄せられていた。この要望を受け、2025年11月経済産業省より講師をお招きし「価格転嫁セミナー」を開催、その際「中小受託取引適正化法」に関する説明をいただき、「手形払い禁止」や「60日以内に代金を支払うことの徹底」が周知された。今後も「適正取引支援サイト」を利活用しながら周知・徹底を行っていく。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

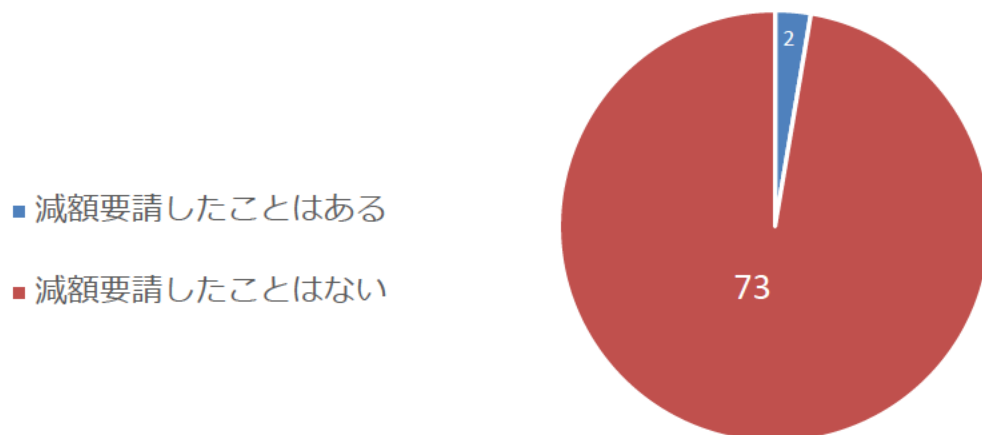
### 重点課題に対する取組 ③減額要請

#### 【分析結果・今後の課題】

- ・減額要請については、「直近1年間で、取引を行う仕入先（発注先）との取引について、歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引かれた若しくは支払代金の割り戻しを要請したことはある」が**2社**、「減額要請したことはない」が**73社**
- ・減額要請の2社は仕入先（発注先）との合意はなされているが、今後も合意なき減額要請はないように徹底する。

#### 【設問と回答】

設問. 直近1年間で、取引を行う仕入先（発注先）との取引について、歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引かれた若しくは支払代金の割り戻しを要請したことはありますか。



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組③減額要請

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・減額要請を行う場合でも、発注量を増加する等、適正なコストを負担する、書面等により合理的な説明を行う等、仕入先（発注先）との十分な協議を行うことを徹底する。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ④型取引

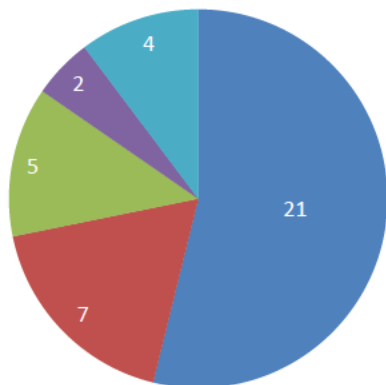
### 【分析結果・今後の課題】

- ・ 型取引の書面等による取引条件の明確化については「全てまたは多くの企業に実施した」が28/39社(72%)
- ・ 量産終了後の型の保管費用の支払いについては、「全てまたは多くの企業に実施した」が22/39社(56%)
- ・ 「実施しなかった」の1～3割の改善が課題

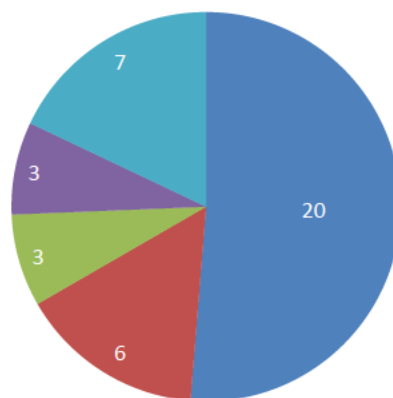
### 【設問と回答】

設問. 直近1年間の仕入先（発注先）に対する、型管理における適正化や改善への取組の実施状況をお答えください。

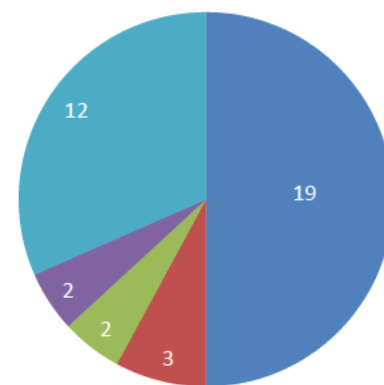
書面等による取引条件の明確化



型代金又は型製作費の早期の支払い



量産終了後の型の保管費用の支払い



- 全ての企業に実施した (100%)
- 多くの企業に実施した (99~81%)
- 一部の企業に実施した (80~41%)
- あまり実施しなかった (40~1%)
- 実施しなかった (0%)

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ④型取引

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 下請法（当時）の勧告事例も踏まえ、書面等による取引条件の明確化、早期の支払、量産終了後の型の保管費用の支払、等の徹底に努める。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑤知財取引

#### 【分析結果・今後の課題】

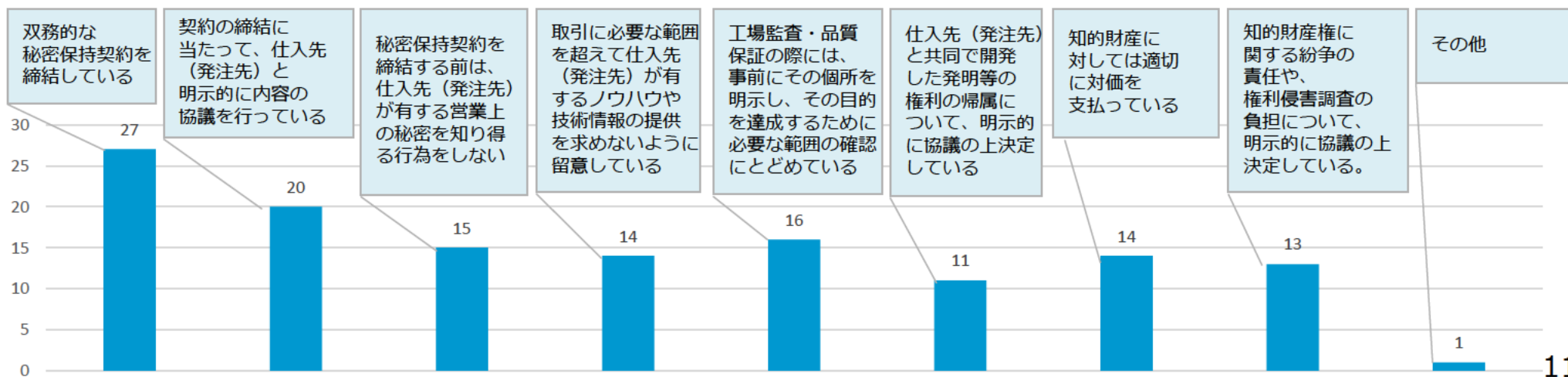
- 直近1年間で、知的財産等を含む取引において適正な取引を実現するための取組について、「双務的な秘密保持契約を締結している」が27社、「契約の締結に当たって、仕入先（発注先）と明示的に内容の協議を行っている」が20社

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- 知的財産権に関するさらなる意識の向上と実践の促進

#### 【設問と回答】

設問. 直近1年間で、知的財産等を含む取引において適正な取引を実現するための取組具体的にどのような取組を行っているかお答えください。



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑥働き方改革

#### 【分析結果・今後の課題】

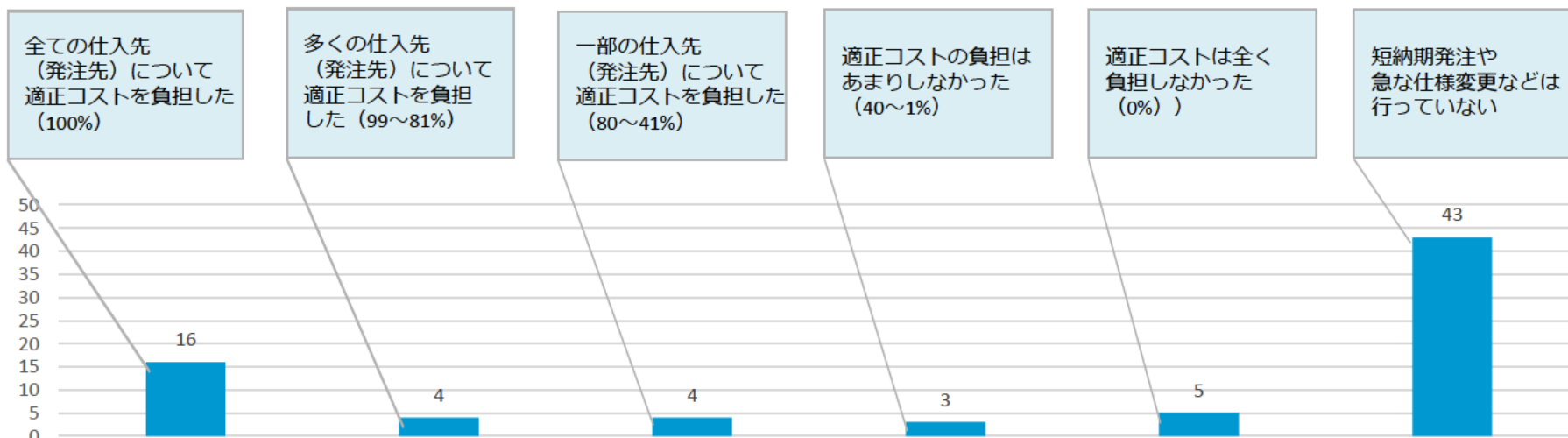
- 働き方改革については貴社が仕入先（発注先）に発注を行う際、「仕入先（発注先）の働き方に配慮した発注を行っている」が65/75社（87%）

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- 会員社への周知徹底と実践の促進

#### 【設問と回答】

設問. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応\*により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑦その他

#### 【分析結果・今後の課題】

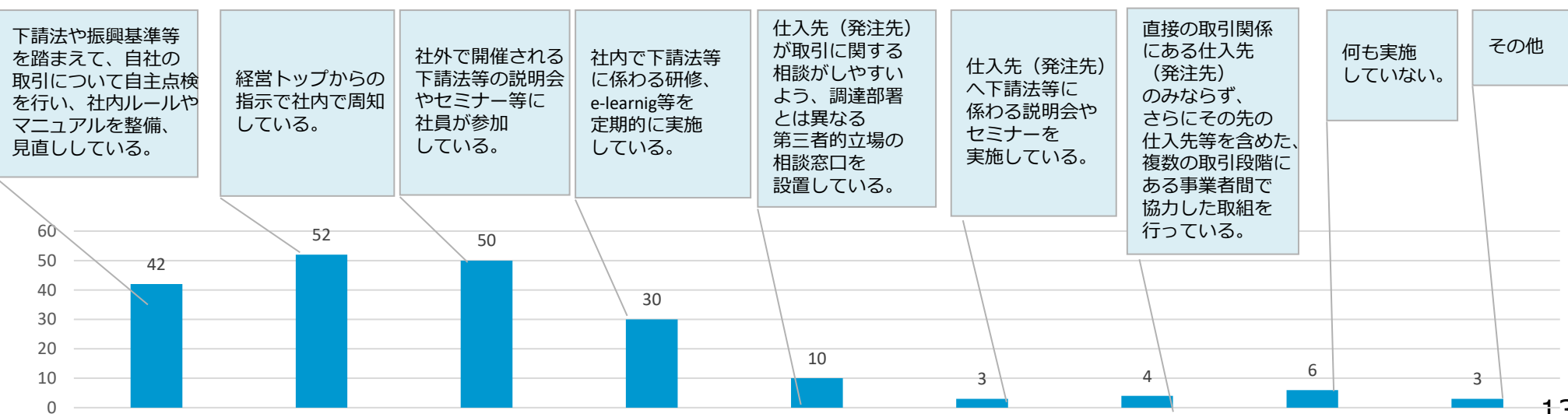
- 普及啓発活動については「経営トップからの指示で社内で周知している」が52社  
「社外で開催される下請法等の説明会やセミナー等に社員が参加している」が50社  
(複数回答)

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- 実施していない会員社への周知徹底

#### 【設問と回答】

設問. 貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等についてあてはまるもの選択してください。



### 3. 取引適正化に向けた今後の取組

#### 【今後の取組】

「金属産業取引適正化ガイドライン」を遵守し、自社がサプライチェーンの一員であることを意識し、取引先と適正な取引条件の下で信頼関係を築き、長期的にその関係を維持するよう努めるとともに、フォローアップ調査とさらなる改善を継続する。